

規制緩和推進3か年計画の改定について

1. 規制緩和推進3か年計画の改定について

- (1) 平成10年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」においては、「平成10年10月末までに提出された内外からの意見・要望、行政改革推進本部規制緩和委員会の監視結果等を踏まえ、平成11年初を目処に改定作業の状況を中間的に公表した上、平成10年度内を目処に改定する。」こととされている。これに基づき、当庁は去る1月18日に、「内外からの規制緩和要望等に対する検討状況（中間公表）について」を公表したところ。
- (2) 現行の規制緩和推進3か年計画の改定作業にあたっては、これまでに規制緩和委員会・関係省庁・関係団体等の間で検討が進められてきたところであるが、今般、これらを踏まえた規制緩和推進3か年計画の改定案がとりまとめられ、本日（30日）、閣議決定が行われた。

2. 当庁関連事項の概要

	項目数	実施・検討時期		
		10年度	11年度	12年度
金融・証券・保険関係	38	15	21	2
金融分野	18	6	11	1
証券分野	8	3	4	1
保険分野	12	6	6	0
その他	13	6	7	0
合計	51	21	28	2

(注1) 上記の項目数には、大蔵省等が主管のものを含んでいる。

(注2) 履行保証制度は、金融分野に含めてカウントしている。

当庁は、金融・証券・保険分野等の関係項目について、執行の観点から、大蔵省等とも十分協議しつつ、その改定作業に関わってきた。その結果、金融システム改革法の施行や事務ガイドラインによる手当てなどにより、相当数が既に措置済となっているところ。

規制緩和推進3か年計画（改定）

（分野別措置事項：金融監督庁関連）

○金融・証券・保険関係

分野 区分	2. 住宅・土地、公共工事関係 (5) 公共工事	事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管省庁
				平成10年度	平成11年度	平成12年度			
		○公共工事の規制の在り方	(c) 履行保証制度 銀行が履行ボンドを取り扱うことにより、履行保証制度に参入することについて、必要に応じ銀行法第12条との関係を明確化する。		11年度			2:5:0:c	金融監督庁 大蔵省

分野 区分	7. 金融・証券・保険関係 (1) 金融	事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管省庁
				平成10年度	平成11年度	平成12年度			
		①銀行の営業免許	銀行法第4条第2項第3号に基づく新規の参入に対する需給調整規制は行わないこととする。また、銀行法の次期改正時に当該需給にかかる規定を廃止する。	逐次実施				新規	金融再生委員会 大蔵省
		②金融・証券における参入、業務規制	銀行・証券・信託の業態別子会社の業務範囲に係る残余の制限（証券子会社に係る株式の流通・発行業務、信託子会社に係る年金信託・合同運用指定金銭信託）についても見直しを行い、解禁する。		11年10月1日			7(1)①	金融監督庁 大蔵省
		④地域金融機関が本 体で行う信託業務	地域金融機関が本で行うことのできる信託業務について、金銭債権の信託を解禁する等の措置を行う。		11年10月1日			7(1)③	金融監督庁 大蔵省
		⑤普通銀行における 社債の発行等	普通銀行による普通社債等の発行等を解禁する。		11年10月1日			7(1)④	金融監督庁 大蔵省
		⑥銀行の営業用不動 産の有効活用	銀行経営の合理化・効率化に資する営業用不動産の有効活用を図るため、既存店舗用建物の余剰部分の賃貸、店舗用建物の賃貸に係る余剰部分の賃貸、店舗用土地の賃貸等に関する様々な規制を廃止する。	措置済 10年6月10日	—	—	大蔵省銀行局銀行課長・中小金融課長事務連絡の廃止	7(1)⑤	金融監督庁
		⑦銀行の関連会社 の行う業務	銀行の関連会社の行う業務については、銀行法第12条の他業禁止規定に留意しつつ、他産業に与える影響等も総合的に勘案のうえ、見直しを行う。また、適正化措置済会社に係る規制の見直しについても、上記と同様の観点から見直しを行う。	措置済 10年12月1日	—	—	総理府令・大蔵省令等	7(1)⑥	金融監督庁 大蔵省
		⑧銀行の法人代理店 に係る店舗規制	銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制のあり方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で引き続き検討する。		11年度 (検討)			7(1)⑦	金融監督庁 大蔵省
		⑨銀行の店舗に係る 認可制度	銀行法8条における営業所に關する認可について、審査基準の簡素化を図るとともに、実態を踏まえ届出制への移行について検討する。		11年度 (検討)			7(1)⑧	金融監督庁 大蔵省
		⑩店舗関係の届出	代理店主の交代に伴う代理店の設置と廃止に關し、届出事項とすることについて、代理店の認可制度等の趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う。		11年度 (検討)			7(1)⑨	金融監督庁 大蔵省
		⑪店舗外現金自動設 備に係る臨時休業 及び業務再開の届 出	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出の廃止について引き続き検討する。		11年度 (検討)			7(1)⑩	金融監督庁 大蔵省
		⑫金融機関に係る許 認可等の事務手続	金融機関に係る許認可等の事務手続の簡素化・迅速化・明確化等に向けて、個々の事由に応じて具体的な措置を検討し、結論を得たものから逐次実施する。	一部措置済 10年6月10日 (金融監督庁関係) 10年6月17日 (農林水産省関係) 10年6月8日 (労働省関係)	11年度以降 (検討) (逐次実施)		総理府令・大蔵省令等 農林水産省令等 労働省令等	7(1)⑪	金融監督庁 農林水産省 労働省
		⑬ノンバンクの社債 発行等による資金 調達	投資者保護の観点からの措置を講じつつ、ノンバンクの社債発行等による資金調達の自由化の早期実現を期す。		11年度		第142回国会に 法案提出済 (10年5月19日)	7(1)⑫	金融監督庁 大蔵省

分野 7. 金融・証券・保険関係
 区分 (1) 金融

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
⑧特償法に関する規制	特償法に基づく諸規制のあり方について、引き続き投資家保護の観点から、全面的な見直しを行う。	10年度 (検討)	11年度 (結論)	12年度 (実施)		7(1)⑧	金融監督庁 大蔵省 通商産業省
⑨商品投資に係る事業規制	(a) 公衆縦覧型ディスクロージャー、公正取引ルールの適用を前提に最低販売単位の規制を撤廃する。	措置済 10年6月8日	—	—	大蔵省令・通商産業省令等	7(1)⑨(a)	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通商産業省
	(b) 商品投資受益権の譲渡規制について、必要な投資家保護措置を勘案しつつ、顧客の保有する商品投資受益権を商品投資販売業者が買い取る場合には、当該商品投資受益権を顧客に取得させた者以外の商品投資販売業者でも買い取れることとする。また、買い取り不可期間(1年)を撤廃する。	措置済 10年6月8日	—	—	大蔵省令・農林水産省令・通商産業省令等	7(1)⑨(b)	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通商産業省
	(c) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1を超え、かつ、同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れ及び貸付債権を投資の対象とすることについて、ディスクロージャーのあり方等をあわせ、検討し、結論を得る。			11年度 (検討)	金融監督庁事務ガイドライン、農林水産省食品流通局長通達、通商産業省商務流通審議官通達	新規	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通商産業省
	(d) 商品投資販売業者が主務大臣に提出する業務報告書の様式のうち、計算書類(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計算書)の様式については、廃止し、計算書類の添付をもって代える。			11年度		新規	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通商産業省

分野 7. 金融・証券・保険関係
 区分 (2) 証券

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
⑩ラップ口座の取扱い	いわゆるラップ口座については、利益相反の防止等のルールを明確にするとともに、手数料の自由化の時期に併せて取扱いを解禁する。		11年10月1日			7(2)⑩	金融監督庁 大蔵省
⑪証券総合口座の年金等の振込	証券総合口座への年金等の振込を平成11年度以降、実施に向けて準備する。	10年度 検討済	11年度以降 (要請があれば逐次 実施)		実施するためには、行政機関、日本銀行及び証券会社において事務処理体制の整備を図ることが必要。	7(2)⑪	金融監督庁
⑫証券子会社のファイアーウォール規制	公正取引の確保や利益相反の防止等の観点から、必要最小限かつ実効性ある措置を確保するべく、その遵守状況を踏まえて見直しを行う。		11年4月1日		総理府令・大蔵省令	7(2)⑫	金融監督庁 大蔵省
⑬自己資本規制比率の算出方法	実際リスクをよりの確に反映するものとなるよう、自己資本規制比率の算出方法の見直しを行う。		11年度早期		総理府令・大蔵省令	7(2)⑬	金融監督庁 大蔵省
32追加型株式投資信託に係る平均信託金方式	追加型株式投資の平均信託金方式を個別元本方式に変更することとし、それに伴う所要の整備を行う。		11年度 (所要の 整備)	12年4月 (実施)		7(2)⑭	金融監督庁
33投資一任業務に係る参入要件	投資一任業務に係る認可基準等については、客観的で必要最小限のものとするべく、所要の整備を行う。	措置済 10年12月1日	—	—	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則	7(2)⑮	金融監督庁 大蔵省
35投資一任業務における一括発注	投資一任業者が複数の顧客の注文を自らの名義で取り次ぐことにより、証券会社等に一括して発注することを可能とする。	措置済 10年12月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律等	7(2)⑯	金融監督庁 大蔵省
36投資一任業者の再委任	顧客が投資判断及び投資の権限を投資顧問業者に委任する投資一任契約において、投資を一任された業者(投資一任業者)が投資判断等を外部へ再委任することを認めるための、投資顧問業法の整備を行う。	措置済 10年12月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律等	7(2)32	金融監督庁 大蔵省

分野 7. 金融・証券・保険関係
 区分 3. 保険

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
①保険業とその他金融業との子会社方式による相互参入	保険会社と他の金融業間の子会社方式による相互参入を順次実現する。	一部措置済 10年12月1日(保険業と証券業の相互参入実施)	11年10月1日(保険業から銀行業への参入実施)	12年度中(完全実施)		7(3)①	金融監督庁 大蔵省
②生・損保会社本体による相互参入の範囲	現在進んでいる生・損保の子会社方式の相互参入の定着状況を見つ、検討する。		11年度以降(検討)			7(3)②	金融監督庁 大蔵省
③生・損保子会社による相互参入の範囲	日米保険協定の決着を踏まえ、子会社による第3分野相互参入については、主要分野(損保分野)の規制緩和を実施した後、遅くとも2001年までに現在の激変緩和措置を終了する。	10年度以降(準備)			遅くとも平成13年までに実施予定	7(3)③	金融監督庁 大蔵省
④損害保険料率の設定の自由化	火災保険、自動車保険等の料率につき、損害保険料率算出団体の使用義務を廃止する。	措置済 10年7月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律	7(3)④	金融監督庁 大蔵省
⑤ガイドラインを廃止するにあたっての実質基準の明確化	リスク細分型自動車保険の取扱いに関するガイドラインの廃止について、同保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を踏まえた実質基準の策定を引き続き検討する。		11年度(検討)			7(3)⑤	金融監督庁 大蔵省
⑥保険商品の認可制の届出制への移行	届出制の対象となる保険商品の範囲を大幅に拡大することとし、情報力・交渉力が比較的高いと考えられる、企業や年金基金等に対する保険については、早期の届出制への移行に向けて、また、家計向け保険については、契約者保護の枠組みの整備状況を勘案しつつ、原則届出制への移行について、検討を進める。 なお、規制緩和委員会第1次見解を踏まえつつ、審査期間の一層の短縮に努める。		11年度(検討)			新規	金融監督庁 大蔵省
⑦銀行等による保険商品の販売	銀行等による保険商品の販売について、弊害防止措置等を講じた上で、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、平成13年までには銀行等による販売を認めるとともに、それ以外の保険商品についても、早期に銀行等による販売の対象とすることを検討する。		11年度(検討)			7(3)⑦	金融監督庁 大蔵省
	住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、銀行等の販売はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことを検討する。		11年度(検討)			新規	金融監督庁 大蔵省
⑧生命保険の構成員契約規制	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方についての検討を行う。		11年度(検討)			7(3)⑧	金融監督庁 大蔵省
⑨保険契約者保護機構(仮称)の創設	保険契約者保護機構(仮称)を創設する。	措置済 10年12月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律	7(3)⑨	金融監督庁 大蔵省
⑩損保会社の関連会社の親会社からの収入依存度制限	保険会社の子会社に関する規定の整備を踏まえ、見直す。	措置済 10年12月1日	—	—	金融監督庁・大蔵省告示	7(3)⑩	金融監督庁 大蔵省
⑪損保会社の子会社が行う事故受付・相談サービス業務の時間帯制限	損保会社の子会社が行う事故受付・相談サービス業務の時間帯制限については、平成10年度上期中できるだけ早期に、検討の上、撤廃の措置を講ずる。	措置済 10年6月8日	—	—	銀行局長通達の廃止	7(3)⑪	金融監督庁 大蔵省

○その他

分野 区分	1. 競争政策等関係
----------	------------

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
①独占禁止法適用除外カルテル等制度	損害保険料率算出団体に関する法律については、原則として適用除外制度を廃止し、自賠責保険及び地産保険に係る営業保険料率の算出についてのみ独占禁止法第8条第1項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定を適用除外とするとともに、公正取引委員会との手続規定を整備する（適用除外法第1条第3号）。	措置済 10年7月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律	1:①(b)	(金融監督庁 大蔵省)
	中小企業等共同組合法に基づく共同組合に係る適用除外は、独占禁止法第24条の規定によることとする（適用除外法第2条第1号ハ）。		11年度 (公布から1か月を経過した日)		第145回国会に 法案提出	1:①(b)	(金融監督庁 大蔵省 厚生省 農林水産省 通商産業省 運輸省 建設省)
	証券取引法に基づく団体については、適用除外制度を廃止することとし、証券取引所について所要の経過措置を設ける（適用除外法第2条第2号ヘ）。				第145回国会に 法案提出	1:①(b)	(金融監督庁 大蔵省)
	損害保険料率算出団体に関する法律に基づく団体については、原則として適用除外制度を廃止し、自賠責保険及び地産保険に係る営業保険料率の算出についてのみ独占禁止法第8条第1項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定を適用除外とするとともに、公正取引委員会との手続規定を整備する（適用除外法第2条第2号チ）。	措置済 10年7月1日	—	—	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律	1:①(b)	(金融監督庁 大蔵省)
	信用金庫法に基づく組合に係る適用除外は、独占禁止法第24条の規定によることとし、同条各号の要件に係る信用金庫法のみなし規定を必要最小限のものとする（適用除外法第2条第2号ヲ）。		11年度 (公布から1か月を経過した日)		第145回国会に 法案提出	1:①(b)	(金融監督庁 大蔵省)
	金融先物取引法に基づく団体については、適用除外制度を廃止する（適用除外法第2条第2号オ）。				第145回国会に 法案提出	1:①(b)	(金融監督庁 大蔵省)
	信用保証協会法に基づく団体については、適用除外制度を廃止する（適用除外法第2条第2号タ）。				第145回国会に 法案提出	1:①(b)	(金融監督庁 大蔵省 通商産業省)
	船主相互保険組合法に基づく団体については、適用除外制度を廃止する（適用除外法第2条第2号ス）。				第145回国会に 法案提出	1:①(b)	(金融監督庁 大蔵省)
	労働金庫法に基づく労働金庫に係る適用除外について、独占禁止法第24条各号の要件に係る労働金庫法のみなし規定を必要最小限のものとする。				第145回国会に 法案提出	新規	金融監督庁 大蔵省 労働省

分野 区分	2. 住宅・土地、公共工事関係 (6) その他
----------	----------------------------

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
④不動産特定共同事業に係る規制	平成9年度以降に実施した改正制度の活用を促進するとともに、不動産の証券化等に関する今後の検討を踏まえ、一層の規制緩和を促進する。					2:①④	金融監督庁 大蔵省 建設省
	(a) 不動産特定共同事業契約に係る対象不動産について、客観的にみて一体性を有するものに限るという制限を撤廃する。	措置済 10年6月8日	—	—	大蔵省銀行局長・建設省建設経済局長通達廃止		
	(b) 不動産特定共同事業法施行規則において投資家保護のための所要の公正取引ルールを導入するのに伴い、事業参加者の地位の第三者への譲渡を解禁する。	措置済 11年2月15日	—	—	不動産特定共同事業法施行規則改正、施行	2:①④	金融監督庁 大蔵省 建設省
	(c) 不動産特定共同事業契約に係る金融出資の最低出資単価を引き下げる。	措置済 11年2月15日	—	—	事務ガイドライン改正、施行	2:①④	金融監督庁 大蔵省 建設省
(d) 不動産特定共同事業契約に係る最低契約機関制限（1年間）を撤廃する。	措置済 11年2月15日	—	—	不動産特定共同事業法施行規則改正、施行	2:①④	金融監督庁 大蔵省 建設省	

平成11年6月8日

金融監督庁

金融機関の業務に関するリスク関連資料に係る報告命令の発出について

1. 金融機関の健全性のチェックは、実地検査（オン・サイト）においても行われるが、検査と検査の間における健全性の状況を把握し対応するためには、オフ・サイトでのモニタリングが欠くことができない。モニタリングの必要性は、バーゼル銀行監督委員会「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（バーゼル・コア・プリンシプル）」（平成9年9月22日）や金融再生トータルプラン第2次とりまとめ（平成10年7月2日）、緊急経済対策（平成10年11月19日）においても指摘されている。
2. これらを受け、金融監督庁は、モニタリングの際に使用するコンピュータ・システムの開発を進めてきた。今般、そのための入力データとして、金融機関のトレーディング業務、バンキング業務のそれぞれに係る市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について、全国銀行及び協同組織金融機関の中央機関（全国信用金庫連合会、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫）に対し、銀行法第24条第1項等に基づき、本年6月末時点より、各種リスクの顕在化速度に応じた頻度で、報告を求めることとした。
3. なお、報告計数は、各金融機関自らの経営判断と創意工夫により構築している内部管理システムにより算出されるVaR（バリュー・アット・リスク）等の管理指標である。

(参考)

バーゼル銀行監督委員会（実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（バーゼル・コア・プリンシプル）、平成9年9月22日）

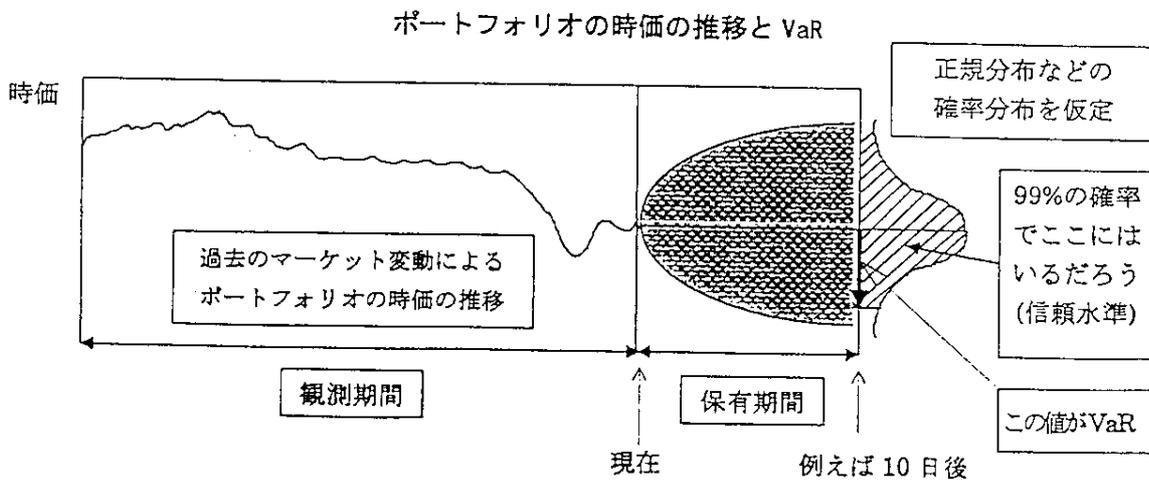
「実効的な銀行監督システムは、何らかの形態のオン・サイト及びオフ・サイトの双方によって構成されるべきである」

金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ、平成10年7月2日）

「検査後における改善状況のフォローアップや財務諸表の継続的な分析などのモニタリングを行い、このために必要なコンピューターシステムの整備を図る」

緊急経済対策（平成10年11月16日）

「金融機関に対し実効性ある監督を行っていくため、（中略）金融機関の財務状況等の継続的把握のためのコンピューター・システムの開発等により、（中略）金融機関の財務状況等の把握のための体制整備を図る」



オフ・サイト・モニタリングにおける主要指標

リスクデータの表題		提出頻度	主要指標						
市場 リスク	トレーディング勘定市場関連リスク	週	デルタ・ポジション、VaR						
	バンキング勘定市場関連リスク	月	デルタ・ポジション、VaR						
	投資有価証券内訳	月	時価評価ポジション、等価ポジション						
	バンキング勘定市場リスク	月	金利リプライスのギャップ、期前解約率						
	市場取引信用リスク								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">(1)個別リスク</td> <td>四半期</td> <td>金利関連個別リスク、株式関連個別リスク</td> </tr> <tr> <td>(2)信用リスク相当額</td> <td>半期</td> <td>クレジットエクスポージャー(グロス、ネット)</td> </tr> </table>	(1)個別リスク	四半期	金利関連個別リスク、株式関連個別リスク	(2)信用リスク相当額	半期	クレジットエクスポージャー(グロス、ネット)		
(1)個別リスク	四半期	金利関連個別リスク、株式関連個別リスク							
(2)信用リスク相当額	半期	クレジットエクスポージャー(グロス、ネット)							
流動性 リスク	銀行業務調達・運用	月	コア預金のポジション比率、ホットマネー比率						
	市場取引調達・運用								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">(1)円貨による市場取引調達・運用</td> <td>月</td> <td>円資金調達期間構成</td> </tr> <tr> <td>(2)外貨による市場取引調達</td> <td>週</td> <td>ドル資金調達期間構成</td> </tr> </table>	(1)円貨による市場取引調達・運用	月	円資金調達期間構成	(2)外貨による市場取引調達	週	ドル資金調達期間構成		
	(1)円貨による市場取引調達・運用	月	円資金調達期間構成						
	(2)外貨による市場取引調達	週	ドル資金調達期間構成						
	期間別決済金額	月	決済金額ピーク、決済予定金額						
大口調達先20社	月								
流動性準備	月								
信用 リスク	業種別信用リスク指標一覧表								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">(1)業種・格付別基本情報</td> <td>四半期</td> <td>与信相当額、与信関連粗利益率</td> </tr> <tr> <td>(2)全業種格付トータル</td> <td>四半期</td> <td>クレジットデリバティブ額、流動化額、信用VaR</td> </tr> </table>	(1)業種・格付別基本情報	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率	(2)全業種格付トータル	四半期	クレジットデリバティブ額、流動化額、信用VaR		
	(1)業種・格付別基本情報	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率						
	(2)全業種格付トータル	四半期	クレジットデリバティブ額、流動化額、信用VaR						
	貸付上位20社一覧表	四半期							
	個人与信情報[貸付種類別]	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率、信用VaR						
海外与信情報	四半期	与信相当額、与信関連粗利益率、クレジットデリバティブ額、流動化額、信用VaR							

報告書の位置付け

信用リスク管理モデルと自己資本比率規制との関係については、自己資本比率規制の基本的考え方を顧みつつ、民間サイドにおける理論・実務の進展の状況を整理した上で、議論を進めることが必要である。今後、この問題を内外で検討していくに当たっては、この双方を統合的に捉えた上で、少なくとも、基礎的な事実や考え方について、民間部門、行政当局の両サイドにおいて共通認識が得られていることが不可欠の前提となる。

研究会においては、我が国銀行を含む民間実務家・学識経験者から最新の理論・技術や実務についてのヒヤリングを行うとともに、銀行が自らの経営判断において用いる信用リスク管理モデルを自己資本比率規制において反映させることとする場合に、それを許容するために必要となると思われる理論的・技術的な論点について討議・検討を進めてきた。

本報告書は、今後、この問題を検討していくに当たっての理論的な整理であり、また、我が国のバーゼル委員会に対する積極的な貢献に資するためのものでもあるので、このような性格を踏まえ、関係各方面から幅広く建設的な意見が寄せられることを期待する。

報告書の構成

報告書（本体）：

- 1．信用リスク管理モデルの構成
- 2．自己資本比率規制についての基本的考え方
- 3．自己資本比率規制と信用リスク管理モデルとの関係
- 4．信用リスク管理モデルを反映した自己資本比率規制の課題

（注）銀行が自らの経営判断において用いる信用リスク管理モデルを自己資本比率規制において反映させることとする場合に、それを許容するための要件のうち、具体的・個別のチェック・ポイントが報告書付属文書1に列挙されており、その中で特に念頭に置くべき点を掲記。

報告書付属文書1：信用リスク管理モデルの具体的論点

報告書付属文書2：信用リスク管理モデルの理論的分析（7月末頃までに作成される予定。）

報告書（本体）の概要

1. 信用リスク管理モデルの構成

債務者ごと、貸出案件ごとに過去の与信データ等の蓄積を行う。

蓄積されたデータに基づき、債務者・貸出案件別に信用格付け等の信用力評価（与信額の把握、デフォルト率の推定、回収率の設定^(*1)）を行う。

(*1) デフォルトにより発生する損失額は、以下の式で算定される。

$$[\text{期待損失額}] = [\text{与信額 (エクスポージャー)}] \times [\text{デフォルト率}] \times [1 - \text{回収率}]$$

ポートフォリオ全体の損失額の確率分布（期待損失及び分散）等を求め、一定の信頼区間の下での信用 V a R (Value at Risk)^(*2) を算出する。

(*2) 個別与信の信用リスクをベースとして、信用力相関を考慮に入れ、ポートフォリオ全体について、過去一定の観測期間の変動に係るデータを基に、一定の保有期間経過後の損失額の分布（確率密度関数）を見積もり、それを基礎として一定の信頼区間の下で生じ得る最大損失額を算出する手法。

2. 自己資本比率規制についての基本的考え方

(1) 自己資本比率規制の意義

早期是正措置は、自己資本比率のディスクロージャーによる市場規律と監督上の措置を統合的に働かせる意味において、銀行の財務状況の早期是正を促すための手段の中心に位置付けられる。

(2) 自己資本比率規制の要件

自己資本比率は、このような位置付けを有するため、その開示結果について、預金者や投資家等が銀行間での横断的な比較を行うことが可能となるものであることが必要である。

自己資本比率に基づき行政上の措置が発動されること、銀行間の平等性確保が図られる必要があることに鑑みれば、自己資本比率には一定の客観性と一律性が必要である。

(3) 自己資本比率規制の副作用

銀行に対する規制に当たっては、その副作用の極小化を図ることが必要である。自己資本比率規制におけるリスクウェイトが一律であることは、銀行の保有自己資本が規制上の所要自己資本を僅かに上回っているなどの場合に、個別の信用供与に一律の資本コストが賦課されることにより、リスクとリターンに関する経済

合理性に基づいた資金運用を歪めるという副作用をもたらす。

ポートフォリオ全体についても、副作用が生ずる可能性がある。銀行の所要自己資本は、予期されない損失に対するバッファとしての意義と、株主に利益を配分する際の分母としての意義がある。前者は、信用リスクなどが顕在化した際に、直ちに銀行の破綻につながらないための十分なバッファである必要がある。一方、後者は、一定の収益を所与とすればROE（資本収益率）の指標が投資家等を満足させるに足るだけのものにとどまる必要がある。この両者から求められる自己資本の水準は事前的に必ずしも一致するものではないが、自己資本比率規制は、専らリスクに対するバッファとしての役割に着目する結果、副作用が生じ得ることとなる。

具体的な副作用の一つとして、銀行のいわゆる貸し渋りが指摘されることがあるが、その背景には、個別の信用供与におけるリスクの測定とプライシングの硬直性に加えて、以上の問題があるものと考えられる。

なお、自己資本比率規制に関しては、リスク・アセットを圧縮するための優良貸出債権の流動化や、自己資本比率引き上げのための規制回避（レギュラトリー・アービトラージ）等により空洞化が進んでいるという指摘もある。

3. 自己資本比率規制と信用リスク管理モデルとの関係

(1) 信用リスク管理モデルの意義

イ 銀行経営における活用

信用リスク管理モデルは、リスクの測定、リスクの制御（個別債権のプライシング、与信額上限の設定など）及び銀行経営への活用（自己資本の適正準備・配分など）に用いられる。

ロ 規制への反映の適否

以下の理由から、可能であれば、取引実態に対応して設定される信用格付け等の信用力評価によることを許容する方がより経済合理性に合致する。

- ・ 一律のリスクウェイトの設定には上記2.(3)の副作用があるが、信用リスクを反映したウェイトとすることは、これを緩和するための方法である。
- ・ リスクウェイトが外生的に設定される場合には、現実の取引実態に合致している保証はなく、その乖離があるときは市場に対する人為的な介入となる。また、資産間の相関や分散投資効果を考慮することができないため、リスクの測定に偏りをもたらす。これに対し、モデルによる場合には、銀行の信用供与との相互関係のもとでリスクが測定されるほか、資産間の相関等を考慮に入れる

ことができる。

- ・ 銀行の固有の機能は、的確な情報生産に基づき信用供与を行うことにより、預金者に対して元本返済を約すことであることからみれば、的確な信用力評価を自ら行うことは銀行として極めて重要である。

所要自己資本の額をリスク・アセットの一定割合として算出する場合には、上記2.(3)の副作用があることから、可能であれば、信用VaRに基づく設定の選択を許容する方がより経済合理性に合致する。

銀行監督上は、元来、問題発生後、事後的に破綻処理を行うよりも、破綻を事前的に予防することが望ましい。信用リスク管理モデルを用いることにより、銀行の財務の健全性確保が事前的・能動的に行われる効果があるのであれば、これを反映した規制とすることが望ましい。

一方で、信用リスク管理モデルによる対応を許容する場合には、監督当局サイドとしても、そのための体制整備に大きなコストがかかることにも留意する必要がある。

信用リスク管理モデルの反映の適否については、以上の両面を踏まえて、検討していくべきものとなる。

なお、信用リスク管理モデルの構築・運用は、銀行における相当のコスト負担を伴うものである。このため、銀行が、自らの経営判断として、自己資本比率規制において許容可能な範囲にある信用リスク管理モデルを使用せず、標準的アプローチを選択することは妨げられるものではないことにも留意する必要がある。

(2) 規制への反映のための要件

イ 当局の検証の視点

銀行が自らの経営判断において用いる信用リスク管理モデルを自己資本比率規制において反映させることとする場合に、それを許容するための基本的な要件を検討することが必要である。その際、要件の内容は、上記2.で述べた自己資本比率規制の位置付けに沿っていることが必要である。

そのための検証の視点は以下のとおりである。

- ・ ディスクロージャーによる市場規律を有効に働かせるという観点からは、計数の比較可能性を確保するため、会計制度との整合性や監査による正確性の担保が必要となる。
- ・ 以上の点は、比率の客観性確保の観点からも必要であり、さらに、銀行間の平等性確保が求められることから、信用リスク管理モデルの算出プロセスや現実への適合性について一定のベンチマークが必要となる。

- ・ 信用リスク管理モデルを反映した規制とする場合には、銀行経営に信用リスク管理モデルが活用され、そのことが、それを利用しない場合に比べて、銀行経営の健全性の確保に十分に寄与しているかどうかが重要である。この場合、銀行監督の役割は、自己責任原則に基づく銀行経営の健全性確保を補完するものであることから、銀行の的確な内部管理を促すとともに、銀行における体制整備やプロセスをチェックすることに重点を置くこととなる。

ロ 当局による検証の方法

以上の視点から当局が行うべき検証の方法は、以下のとおりである。

- ・ リスクの測定の正確性：信用リスク管理モデルとして構成上の問題がないかというプロセスのチェックについては、概念上正確であるかどうかを判断するための具体的なチェックポイントを作成し個々に確認していくことが考えられる。実態の反映に関しては、例えば、バックテスティングやストレステスト等の結果を確認することなどが考えられる。
- ・ リスクの制御・銀行経営への活用：銀行の実務上実施されているかどうかについて、具体的なチェックポイントを作成して個々に確認していくことが考えられる。
- ・ 以上のような検証の方法としては、オフサイトのモニタリングに加え、オンサイトの検査を通じて確認され得ることとされていることが必要となる。

4. 信用リスク管理モデルを反映した自己資本比率規制の課題

(1) 自己資本比率のディスクロージャー

信用リスク管理モデルを自己資本比率規制の中に位置付ける場合には、モデルの算出結果に基づき算定された自己資本比率そのもののみならず、信用リスク管理モデルによる計量化過程や算出方法も含めて開示されるべきではないかが問題となる。

信用リスク管理モデルによる自己資本比率算出の適正性は、開示の正確性担保のための監査や、規制目的のための行政によるチェックにより確保されるべきものである。しかし、監査・検査の限界を踏まえ、さらに透明性を確保して市場からの信認を得るといった観点や、各銀行が自己の財務内容を積極的にアピールする観点からは、計量化過程や算出方法についても基本的に開示を行うべきとすることが考えられる。

ただし、信用リスクに関し、モデルや算出過程などについて有効な開示を行うためには、相当量の情報が必要になる等の問題が存在している。したがって、リ

スク管理体制の開示の一環としてどのような内容がボトムラインとなるかを十分に詰めていく必要がある。

信用リスク管理モデルに対応する監査や行政のチェックの在り方については、将来に向けて、実務的な検討が進められていくことが望ましい。

(2) リスクアセットの算定

リスクアセットの算定については、信用リスク管理モデルの構成とその運用の両面にわたって、実態に応じたきめ細かいチェックが必要である。そのほか、信用リスク管理モデルが各銀行の創意工夫に基づき様々であることを考えれば、とりわけバックテストを通じてモデルのパフォーマンスをチェックすることが重要である。

バックテストの対象については、個別与信ごとのバックテストであれば、有効な手段であると考えられる。

リスクアセットの算定に関しては、信用力相関や大口集中効果の測定のバックテストの扱いが論点となる。これには、連鎖倒産や大口倒産が生じる場合を想定し、一種のストレステストを組み込み、その結果を規制内容にフィードバックさせることが考えられる。

このような信用力相関や大口集中効果を具体的なリスクアセットの算定方式にどのように織り込むかという点については、例えば、相関関係を考慮した一定のリスク量を算出して付加（アド・オン）する方法や、逆に、あらかじめ付加したリスク量を与信分散の程度に応じて減少（ヘア・カット）させる方法など、標準的アプローチとのバランスにより取扱いを決めていくことが考えられる。

回収率については、担保の種類に応じた定数値とされたり、特定の確率分布を仮定してその変動を織り込むなどとされている例が多い。しかし、我が国における過去の担保価値の大幅な変動に鑑みれば、景気に関連する何らかの変動を考慮することなどが考えられる。バブル経済の発生と崩壊を省みれば、規制上も、こうした何らかの工夫が行われていることを要件とすることが考えられる。

(3) 所要自己資本

信用V a Rによるポートフォリオ・ベースの信用リスクの測定や、それに基づく信用リスクの制御・自己資本の配分への利用については、そのプロセスも含めて的確に行われているかという観点から、実態に応じたきめ細かいチェックが必要である。

実態の反映の確認については、信用V a Rに基づき規制上の所要自己資本を設

定することは、以下のような問題点と前述のような経済合理性の双方を踏まえて検討していくことが必要である。

- ・ VaRの概念上、発生する損失額が自己資本額を超え銀行が破綻する可能性がどの程度あるかは明らかではない。また、信頼区間を超える部分で大きいポジションをとるようなリスク・プロファイルをつくることを促進しかねないという副作用も考えられる。
- ・ 信用VaRについては、バックテストが容易に行えない。
- ・ 計算負荷や有効数字といった技術的な問題もある。

以上のような問題を念頭に置きつつも、現時点の試行的な考え方として、信用VaRに一定の計数を掛けたものを規制上の所要自己資本額とすることも考えられるが、当面の対応としては、信頼区間として特定の割合を定めず、むしろ、信用VaRの算出結果と算出の際の信頼区間、自己資本額と信用VaRとの比率、発生する損失額が自己資本額を超える確率などを開示することが考えられる。

我が国金融機関数の推移

(単位:行、機関)

	78年3月末	88年3月末	94年3月末	95年3月末	96年3月末	97年3月末	98年3月末	99年3月末	99年6月4日現在
全国銀行	157	155 (▲ 2)	150 (▲ 5)	150 (-)	150 (-)	149 (▲ 1)	148 (▲ 1)	144 (▲ 4)	143 (▲ 1)
都市銀行	13	13 (-)	11 (▲ 2)	11 (-)	11 (-)	10 (▲ 1)	10 (-)	9 (▲ 1)	9 (-)
長期信用銀行・ 信託銀行	10	10 (-)	10 (-)	10 (-)	10 (-)	10 (-)	10 (-)	10 (-)	10 (-)
地方銀行	63	64 (1)	64 (-)	64 (-)	64 (-)	64 (-)	64 (-)	64 (-)	64 (-)
第二地方銀行	71	68 (▲ 3)	65 (▲ 3)	65 (-)	65 (-)	65 (-)	64 (▲ 1)	61 (▲ 3)	60 (▲ 1)
信用金庫	468	455 (▲ 13)	428 (▲ 27)	421 (▲ 7)	416 (▲ 5)	410 (▲ 6)	401 (▲ 9)	396 (▲ 5)	395 (▲ 1)
信用組合	485	439 (▲ 46)	383 (▲ 56)	373 (▲ 10)	369 (▲ 4)	363 (▲ 6)	351 (▲ 12)	322 (▲ 29)	318 (▲ 4)
上記計	1110	1049 (▲ 61)	961 (▲ 88)	944 (▲ 17)	935 (▲ 9)	922 (▲ 13)	900 (▲ 22)	862 (▲ 38)	856 (▲ 6)
子会社信託	0	0 (-)	5 (5)	7 (2)	14 (7)	17 (3)	17 (-)	18 (1)	18 (-)
外銀信託	0	9 (9)	9 (-)	9 (-)	9 (-)	9 (-)	9 (-)	9 (-)	10 (1)
外銀支店(行数)	59	81 (22)	88 (7)	90 (2)	93 (3)	92 (▲ 1)	93 (1)	89 (▲ 4)	88 (▲ 1)
外銀支店(支店数)	81	115 (34)	143 (28)	143 (-)	145 (2)	142 (▲ 3)	144 (2)	135 (▲ 9)	134 (▲ 1)

主な金融機関の提携関係等

金融機関名	プレス発表	提携等の内容
中央信託銀行	HSBC投資顧問 (英)	平10. 5. 27 ・HSBC（香港上海銀行）グループのHSBC投資顧問と、資産運用、投資信託、新商品開発について協力の覚書を締結
日本興業銀行	野村証券	平10. 5. 13 ・デリバティブ等を提供する合併会社設立（平11. 1） ・企業年金等の資産運用を行う合併会社設立（平10. 12）
三井信託銀行	カテナショナル保険（米）	平10. 7. 15 ・合併投信会社の設立
住友銀行	大和証券	平10. 7. 28 ・大和証券を持株会社化し、傘下に合併会社を設立（ホールセール証券業務、レール証券業務）
東京三菱銀行 三菱信託銀行	東京海上火災保険 明治生命保険	平10. 9. 11 ・投信評価会社の共同設立 ・確定拠出型年金に係る共同事業 ・投資銀行業務における事業展開
東海銀行	あさひ銀行	平10. 9. 28 ・資本提携 ・経営資源の集中（店舗、海外拠点、関連会社等） ・金融持株会社 ・地域別業態別金融機関連合（マルチリージョナリーバンク）
第一勧業銀行 (グループ)	J P モルガン (グループ)	平10. 10. 1 ・両行の投資顧問会社が共同出資し、合併投信会社を設立
日本興業銀行	第一生命	平10. 10. 2 ・金融商品・サービスの相互補完と開発、提供 ・資産運用・管理業務の提携 ・商品研究・新テクノロジー開発の為の合併会社設立 ・平10、11年度における増資の引受、基金等の拠出
大和銀行	近畿銀行	平10. 10. 26 ・ATM他行引き出し手数料の無料化 ・ATM利用による振込手数料の本支店扱化
	なみはや銀行 奈良銀行	平11. 3. 9 ・ATM他行引き出し手数料の無料化
	近畿銀行 大坂銀行	平11. 5. 17 ・合併（平12. 4. 1予定）の検討開始
住友銀行	関西銀行	平10. 10. 30 ・資本関係の強化（増資等） ・ATM他行引き出し手数料の無料化 ・ATM利用による振込手数料の本支店扱化 ・新商品開発等の業務協力

第一勸業銀行 (信託子会社)	富士銀行 (信託子会社) 安田信託銀行	平10. 11. 6	<ul style="list-style-type: none"> DKB 及び富士の信託子会社を合併 (平11. 4. 1付) 安田信託の財産管理部門を合併会社に営業譲渡 (平11.10.1 付)
中央信託銀行	三井信託銀行	平11. 1. 19	<ul style="list-style-type: none"> 合併に向けて具体的協議 (平12.4を 目途)
三和銀行	東洋信託銀行	平11. 1. 20	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出型年金分野における共同事業化 業務インフラ (システム・ATM 等) の共用化 海外業務など重複する業務・機能の統合 法人ミドルマーケット取引における協働体制の構築 資産家層取引における協働体制の構築
		平11. 3. 4	<ul style="list-style-type: none"> 東洋信託が第三者割当増資を実施。三和が引受。
富士銀行	安田信託銀行	平11. 1. 28	<ul style="list-style-type: none"> 富士銀行に対する第三者割当増資 (連結対象子会社化) 預金、貸金等業容の拡大 個人・法人取引基盤の拡充 効率化の推進 収益力の向上
横浜銀行 (横浜シティ証券)	東海銀行 (東海インターナショナル証券)	平11. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> 証券分野における提携 東海インターナショナル証券が第三者割当増資を実施。横浜銀行が引受。 横浜シティ証券を解散 (平11.4.27 付)
三和銀行	ユニバーサル証券	平11. 2. 22	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサル証券の発行済株式の30%を三和銀行へ譲渡
	ユニバーサル証券 太平洋証券 東和証券	平11. 5. 4	<ul style="list-style-type: none"> 3証券が合併に合意 (平12.4を 目途)
	第一証券	平11. 6. 21	<ul style="list-style-type: none"> 三和銀行が第一証券の発行済株式の株式を28.67 %取得
東京三菱銀行 (東京三菱証券)	三菱信託銀行 (三菱信証券)	平11. 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> 証券子会社の統合 (三菱信証券が東京三菱証券に営業譲渡・平11.7.1付)
大和証券	バンカーズ・トラスト (米)	平9. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> 新商品 (ドル建て貯蓄商品) の開発、販売
山一投資顧問	ソシエテ・ジェネラル (仏)	平10. 4. 1 (商号変更)	<ul style="list-style-type: none"> ソシエテ・ジェネラルが山一投資顧問の株式の85%を取得 (新社名: エヌシー山一アセットマネジメント)
山一証券	メリルリンチ証券 (米)	平10. 5. 26 (免許)	<ul style="list-style-type: none"> メリルリンチ証券が現地法人の証券会社を設立 山一証券の従業員を受け入れて7月から個人向け証券業務に参入

日興証券	シティグループ (米)	平10. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・相互の資本提携 ・シティ傘下のカモン・スミ・バーニーと日興証券が法人向け証券業務の合併会社を設立
ナショナル証券	明光証券	平10. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・両社が合併(平11.4.1付)
新日本証券 和光証券	興銀証券	平11. 3. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・新日本・和光両社が平12.4.1付で合併することに合意 ・合併新会社に対して、興銀が20%、興銀証券が5%出資を行う予定
勸角証券	第一勧業銀行 第一勧業証券	平11. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・第一勧業銀行による完全子会社化(平11.7月及び10月に第一勧業銀行より総額400億円、第一勧業証券より総額200億円の出資を行う予定)
日本生命	パナム・インベストメンツ (米)	平9. 6. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品を共同開発
明治生命	ドレスナー銀行 (独)	平10. 3. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・系列の投資顧問会社と合併 ・将来的には、投信業務に進出を予定
日本生命	ドイツ銀行(独)	平10. 11. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・投信商品の共同開発・販売 ・欧州に合併運用会社設立 ・日本での信託共同事業の検討 ・人的交流
太陽生命	大同生命	平11. 1. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な保険持株会社構想のもとでの事業展開を前提とした全面的業務提携
第百生命	マニライフ・ファイナシャル (加)	平11. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・共同出資による新生命保険会社を設立
朝日生命	メロリアライフ(米)	平11. 2. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用、投信業務を軸にした包括提携
協栄生命	第一火災海上保険	平11. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・資本、業務両面で提携 ・商品の共同販売 ・基金、増資の引受
千代田生命	エナム・ジャパン傷害保険	平11. 3. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・商品セットの多様化と拡販 ・商品開発及び市場開拓に関する人事交流
日本生命保険 ニッセイ損害保険	同和火災海上保険	平11. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・営業、損害調査、査定、事務システム、資産運用等、幅広い業務領域において業務協力の拡大 ・日本生命保険が同和火災海上保険の第三者割当増資の引受